

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
119	修繕	令和7年度市営羽黒山スキー場搬器（懸垂機付き）改修	羽黒庁舎 産業建設課 26-8776	R7. 5. 26	¥11,990,000	安全索道㈱	2	リフトを構成する機械・装置は、JIS化（標準化）されておらず、当該部品についても、メーカー独自の安全基準によって設計・製作されており、他社の機械・装置と混在することは、安全性の観点からメーカーが想定していない。 また、他社製品を使用した場合、故障や事故等が起こった際の責任の所在が曖昧となり、早期解決が困難になるという大きなリスクを伴うことから、当該リフトを設計した安全索道㈱以外に実施できる者がいない。
118	委託	令和7年度番号制度に係るデータ標準レイアウト改版対応に伴うシステム改修業務委託（国民健康保険分）	健康福祉部 国保年金課 35-1292	R7. 5. 20	¥3,146,000	日本電気㈱東北支社	2	令和7年6月のデータ標準レイアウト改版に伴い、国民健康保険システム（COKAS-i）を改修する必要がある。 改版されたデータ標準レイアウトに従った情報提供（副本登録）及び情報照会を実施できるよう改修及びテストを行い、改版に伴う特定個人情報の登録作業（旧版の特定個人情報の削除作業、新版の初期登録作業等）の支援を行うものである。 本システムは、日本電気㈱が設計・構築したシステムであり、本市の業者登録において、作業に関わる技術・情報を有し、その改修等の作業に当たることができる者は日本電気㈱東北支社のみである。
117	委託	介護保険料当初特別徴収通知ハガキ・納付書等印刷圧着・封入封緘業務委託	健康福祉部 長寿介護課 35-1289	R7. 5. 20	¥2,752,200	山形ソリューションビジネス株式会社 鶴岡営業所	2	本市の業者登録「役務」において業種区分「情報処理」に登録しており、かつ市内または準市内に所在する事業者のうち、ISMS認証（情報セキュリティ対策管理に関する認証）またはプライバシーマーク認証（個人情報の保護に関するマネジメントの認証）取得組織に対し、委託の可否について電子メールで問い合わせたところ、対応可能との回答があった事業者は山形ソリューションビジネス株式会社鶴岡営業所のみであった。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
116	委託	自治体中間サーバシステム第3次システム更新対応業務委託	企画部 情報企画課 35-1193	R7. 5. 14	¥3, 932, 500	日本電気㈱東北支社	2	当該業務を行うためには、庁内ネットワークに接続するネットワーク機器の設定及び日本電気㈱製のパッケージソフトウェアの改修が必要となるが、本市の業者登録において、作業に関わる技術情報を有し、その改修に当たることができる者は日本電気㈱東北支社のみである。
115	委託	令和7年度高速破碎機定期保守点検業務	市民部 環境政策課 22-2849	R7. 5. 8	¥5, 801, 576	近畿工業株式会社	2	高速破碎機は、近畿工業株式会社が独自開発で設計施工したものを、鶴岡市リサイクルプラザに収集された不燃ごみ及び個人より搬入された粗大ごみの処理基準に合わせて部品の製作、取り付け調整された特殊機械であり、調整を含む保守点検が出来るのは同社のみである。
114	委託	令和7年度特定健診受診率向上対策事業業務委託	健康福祉部 国保年金課 25-2731	R7. 5. 8	¥5, 995, 000 (総支出予定額)	山形県国民健康保険団体連合会 株式会社キャンサースキャン	2	山形県国民健康保険団体連合会（以下、「連合会」という）は、県内市町村が国民健康保険法に基づき国民健康保険に関する事務の共同処理をするために設立した団体である。 本業務は、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上を図るため、連合会が定めた令和7年度特定健診・特定保健指導受診率等向上対策事業実施要綱に示した業務内容（受診勧奨や分析等）を実施するものであり、事業の実施にあたっては、データの抽出や全体の調整、運営等は連合会が行い、その他の主な業務については、連合会が選定した株式会社キャンサースキャンが行うものとしている。要綱において、この2者と事業実施を希望する市町村が3者による契約を結ぶこととしているため、随意契約とする。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
113	委託	鶴岡市朝日庁舎改築に伴う山形県震度情報ネットワークシステムに係る計測震度計施設移設業務委託	朝日庁舎 地域づくり推進課 53-2111	R7. 4. 30	¥6, 996, 000	東日本電信電話(株) 山形支店	2	本業務は鶴岡市朝日庁舎の改築に伴い、市が山形県との間における「山形県震度情報ネットワークシステムに係る計測震度計施設の設置及び管理運用に関する協定書」に基づき、庁舎敷地内に既設の「山形県震度情報ネットワークシステムに係る計測震度計施設」を移設するものである。 当該施設は設計者である東日本電信電話(株)独自の設計及び技術により構築されており、また、システムの運用も同社独自の設定・調整により行われているため、機器の移設や設置後の設定・調整等の作業は同社でなければ実施することができない。
112	委託	令和7年度障害福祉システム改修業務委託（報酬請求システムサービスコード修正）	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 23	¥3, 340, 700	日本電気(株)東北支社	2	本業務は、訪問系サービス事業所が報酬請求に使用する新たなサービスコードに対応するため、障害福祉システムの改修を行うものである。 当該システムは日本電気(株)が構築したシステムであり、本市の業者登録において、作業に関わる技術情報を有し、その改修に当たることができる者は日本電気(株)東北支社のみである。
111	委託	ビーチクリーナー等による海岸清掃業務委託	商工観光部 観光物産課 35-1301	R7. 4. 16	¥9, 999, 000	日本農産(株)	2	本業務は、本市砂浜の景観維持と安全性確保のため、「ビーチクリーナー」と呼ばれる海岸清掃専用重機を使用し、砂に埋もれているゴミや比較的細かいゴミを除去することを目的としている。 本市の業者登録「役務」において、所在が「市内」かつ、業種区分が「清掃等」かつ、業種名が「公園清掃等」かつ、業務内容に「海岸清掃」がある20業者に対し、ビーチクリーナーを用いた海水浴場の清掃は可能か電子メールで問い合わせたところ、可能との回答があった業者は、日本農産(株)のみであった。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
110	委託	国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ更新に伴う共同印刷等業務	健康福祉部 国保年金課 35-1292	R7. 4. 14	¥3, 491, 858 (総支出予定額)	山形県国民健康保険団体連合会	2	山形県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、県内市町村が国民健康保険法に基づき国民健康保険に関する事務の共同処理をするために設立された団体である。 県と市町村が共同で国民健康保険を運営するにあたり、事業の広域化や効率化を推進するため、本県の国民健康保険の統一的な運営方針において、保険者事務の共同実施の取組が図られている。 本業務においても、国民健康保険被保険者証の一斉更新（毎年8月1日）に向けて共同印刷・封緘事務を拡充することとされており、その体制を整え、業務を効率的に行うことが出来るのは、国保連合会のみである。
109	委託	令和7年度 使用済み乾電池等の処理・処分業務委託	市民部 環境政策課 22-2849	R7. 4. 10	¥4, 174, 000	野村興産㈱	2	使用済み乾電池等の収集・運搬、処理・処分は、「使用済み乾電池の広域回収・処理計画について」（厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知：昭和61年2月6日）により、公益社団法人全国都市清掃会議（全都清）が使用済み乾電池等の広域回収・処理計画を定めて使用済み乾電池等広域回収・処理連絡会（全都清内設置）が運営する処理ルートの活用によって安全かつ効率的な収集・運搬、適正な処理・処分が求められていることから、「処理・処分」については、使用済み乾電池、蛍光管等水銀含有廃棄物の適正な処理・リサイクルを行う業者として全都清が指定する野村興産㈱において他に無い。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
108	委託	令和7年度温海地域家族まるごと移住体験事業業務委託	温海庁舎 総務企画課 43-4611	R7. 4. 3	¥5,280,000	(株)キッチンハイク	2	本事業は、都市圏の家族を1～2週間温海地域で受入れ、子どもは鼠ヶ関保育園に通園、親はリモートワークや体験観光等により温海地域での暮らしを体感していただくことを目的とする事業である。令和5年度から2ヵ年にわたり、(株)キッチンハイクを委託事業者として実施しており、令和5年度は2家族、令和6年度は14家族を受入れている。2ヵ年の事業実施によって、募集HPや保育園・宿泊先との受入体制が構築されており、令和6年度の実績のうち2家族はリピート利用につながっているなど、関係人口の創出に寄与している。 本事業の目的を達成するには、より多くの家族の受入れを継続することと、事業の性格上募集や受け入れ体制においてある程度の連続性が求められる。そのため、事業の目的（契約の目的）を達成できるのは同社において他にない。
107	物品	令和7年度鶴岡市中央公民館プラネタリウム用番組ソフト貸借	教育委員会 中央公民館 25-1050	R7. 4. 1	¥3,300,000	コニカミノルタプラネタリウム(株)	2	本市の業者登録「物品」において、業種区分「事務用品・機器」、業種名「OA機器・OA機器関連用品・視聴覚機器」に登録しており、かつ、業務内容が「視聴覚機器・映写機・プラネタリウム番組ソフト」である20者に対し、本業務の受託可否について電子メールやFAXで問い合わせたところ、受託可能との回答があった業者は、コニカミノルタプラネタリウム(株)のみであった。
106	委託	デジタルドリル(小学校分)の使用契約	教育委員会 学校教育課 57-4872	R7. 4. 1	¥9,900,000	キューブワン情報(株) 鶴岡支社	2	本事業は令和5年度から3年間（令和8年3月31日まで）の実証期間として実施している事業の3年目であり、これまで使用して得られた成果や、教員・児童の評価も踏まえ、令和8年度以降のデジタルドリルのあり方を検討していく予定であることから、実証期間の最終年度も引き続き現契約業者であり、タブレット型パソコンの運用保守を担っているキューブワン情報(株)鶴岡支社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行うもの。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
105	委託	デジタルドリル(中学校分)の使用契約	教育委員会 学校教育課 57-4872	R7. 4. 1	¥14, 850, 000	(株)COMPASS	2	本事業は令和5年度から3年間（令和8年3月31日まで）の実証期間として実施している事業の3年目であり、これまで使用して得られた成果や、教員・児童の評価も踏まえ、令和8年度以降のデジタルドリルのあり方を検討していく予定であることから、実証期間の最終年度も引き続き現契約業者である(株)COMPASSと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行うもの。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
104	委託	史跡松ヶ岡開墾場包括管理運営業務委託	教育委員会 社会教育課 57-4868	R7. 4. 1	¥17,696,800	史跡松ヶ岡開墾場 管理運営協議会	2	国史跡松ヶ岡開墾場は、明治初期に建造された蚕室5棟と関連施設を活用して、当地の開墾と養蚕の歴史、本市近代化の礎となった絹産業の伝統を学ぶ施設である。 本業務は、当施設の維持管理、体験事業を含む一般公開を効率的に行うとともに、個々の建造物の連携を通して、当地の歴史的価値と魅力を最大限に引き出すため、これらの業務を包括的に業務委託するものである。 本業務における、維持管理の対象である各施設、植栽を含む一帯については、国史跡の構成要素に位置付けられていることから、取り返しのつかない破損・汚損がないよう、適切に管理を行う必要がある。 本業務では、1番蚕室「松ヶ岡開墾記念館」（開墾と養蚕の歴史展示）、4番蚕室「シルクミライ館」（絹産業の歴史展示）、5番蚕室「蚕室構造展示」といった展示事業、蚕飼育や絹織物といった体験事業において、来訪者の学びを深めるために、それぞれ歴史的・学術的な知識を必要とするとともに、当地一帯を複合的に案内できる受入体制が必要である。 史跡松ヶ岡開墾場管理運営協議会は、地縁団体松ヶ岡開墾場を含む当地関係10者で構成され、これらの団体を統括しながら、各団体が互いの特性を生かした連携を図ること、明治期から当施設の維持管理を行ってきた地縁団体が構成団体にあることで、当施設を文化財施設として適切に維持管理を行うことができる。また、構成団体で学芸員を有しながら、地区住民と連携して学術的な歴史解説が可能であること、これと合わせて団体間の連携により、当施設を学びと交流の拠点としての一体的な活用を推進することが可能である。 本業務の実施に必要なノウハウを有しながら、当施設の価値と魅力を最大限に引き出すことができる者は、同協議会1者のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。
※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
103	委託	鶴岡市児童生徒健康診断業務 委託	教育委員会 学校教育課 57-4865	R7. 4. 1	¥7, 219, 476	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	当該業務は、学校保健安全法に基づいて実施される児童生徒の定期健康診断業務を委託するもので、学校保健安全法施行規則に規定する期間内に、全ての検査項目について児童生徒約8,000人に対し実施可能で、かつ、実施に際して学校医を含む専門医の協力体制が必要である。 本市の業者登録「役務」において、業種区分及び業種名「その他の業務委託」に登録している業者の内、業務内容に「健康診断業務」があった業者は下記「一般社団法人鶴岡地区医師会」のみであり、当該法人は、学校医等を含む市内医療機関の医師で構成され、専門医師の協力体制のもと当該業務を学校保健法で定められた4月～6月の期日内に実施可能な鶴岡市内で唯一の健診機関である。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
102	委託	令和7年度小学校標準学力検査NRT及び知能検査業務委託	教育委員会 管理課 57-4862	R7.4.1	¥5,970,920	山形教育用品(株) 庄内支店鶴岡連絡所	2	市教育委員会では、児童生徒の学力向上を図るため、正確な学力測定とその後の指導及び評価の資料とすることを目的とし、知能検査及び学力検査を行っている。 市教育委員会では、検査に求める要件を、①全国基準に照らした結果の把握が可能（相対評価）である、②学力検査と知能検査の相関利用が可能である、③経年変化の把握が可能である、④学力検査においては、小学校5年生以上は4教科に対応であると定めている。 毎年10月に、市教育委員会で知能検査及び学力検査の検査用紙を調査し、要件に照らして検査用紙を決定しているが、令和7年度の検査用紙として、上記要件を満たす物は、図書文化社の『教研式標準学力検査』『教研式学年別知能検査』のみであったので、当該検査用紙の採用を決定した。 業者選定については、業者登録「物品」において、業種区分「教材・教具」、業種名「教材・教具」に登録している業者の内、業務内容に教材・教具があり、かつ、市内に本社又は営業所を有する5業者に対し、当該検査紙の取扱いの可否について書面で問い合わせ、取扱可能と回答した業者は、山形教育用品(株)庄内支店鶴岡連絡所のみであった。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
101	委託	令和7年度中学校標準学力検査NRT及び知能検査業務委託	教育委員会 管理課 57-4862	R7. 4. 1	¥5, 676, 060	山形教育用品(株) 庄内支店鶴岡連絡所	2	市教育委員会では、児童生徒の学力向上を図るため、正確な学力測定とその後の指導及び評価の資料とすることを目的とし、知能検査及び学力検査を行っている。 市教育委員会では、検査に求める要件を、①全国基準に照らした結果の把握が可能（相対評価）である、②学力検査と知能検査の相関利用が可能である、③経年変化の把握が可能である、④学力検査においては、3学年5教科に対応するもの、と定めている。 毎年10月に、市教育委員会で知能検査及び学力検査の検査用紙を調査し、要件に照らして検査用紙を決定しているが、令和7年度の検査用紙として、上記要件を満たす物は、図書文化社の『教研式標準学力検査』『教研式学年別知能検査』のみであったので、当該検査用紙の採用を決定した。 業者選定については、業者登録「物品」において、業種区分「教材・教具」、業種名「教材・教具」に登録している業者の内、業務内容に教材・教具があり、かつ、市内に本社又は営業所を有する5業者に対し、当該検査紙の取扱いの可否について書面で問い合わせ、取扱可能と回答した業者は、山形教育用品(株)庄内支店鶴岡連絡所のみであった。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
100	委託	令和7年度小中学校いじめ防止等の為の学級満足度検査集計業務委託	教育委員会 管理課 57-4862	R7. 4. 1	¥2, 696, 400	山形教育用品(株) 庄内支店鶴岡連絡所	2	いじめ防止対策推進法に基づき、市いじめ防止基本方針を定め、各学校において、いじめ防止対応マニュアルを策定し、学級満足度検査を実施している。市教育委員会では、学級満足度検査に求める要件を、①標準化された心理検査である、②児童生徒の自尊心やプライドを傷つけない質問内容である、③学級集団の全体像が把握可能、④経年変化の把握が可能、⑤検査において、小学校全学年、中学校全学年に対応していると定めている。毎年10月に、市教育委員会で学級満足度検査の検査用紙を調査し、要件に照らして検査用紙を決定しているが、令和7年度の検査用紙として、上記要件を満たす物は、図書文化社の『Q-U楽しい学校生活を送るためのアンケート』のみであったので、当該検査用紙の採用を決定した。 業者選定については、業者登録「物品」において、業種区分「教材・教具」、業種名「教材・教具」に登録している業者の内、業務内容に教材・教具があり、かつ、市内に本社又は営業所を有する5業者に対し、当該検査紙の取扱いの可否について書面で問い合わせ、取扱可能と回答した業者は、山形教育用品(株)庄内支店鶴岡連絡所のみであった。
99	委託	鶴岡市消防署高機能消防指令センター保守点検業務	消防本部 総務課 22-8330	R7. 4. 1	¥13, 145, 000	日本電気(株)東北支社	2	本業務は、消防における災害対応の根幹をなす指令センター設備を常時円滑に稼働させるため、システムを構成するコンピューター機器等の保守点検を実施するものである。 本システムは、日本電気(株)が構築したシステムであり、本市の業者登録において、作業に係わる技術情報を有し、保守点検に当たることができる者は、日本電気(株)東北支社のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適 用 号	随 意 契 約 理 由
98	委託	鶴岡市消防署消防救急デジタル無線設備保守点検業務	消防本部 総務課 22-8330	R7. 4. 1	¥17, 710, 000	日本電気㈱東北支社	2	本業務は、消防業務の根幹をなすデジタル無線設備を常時円滑に稼働させるため、システムを構成する無線設備及び付随するコンピューター機器等の保守点検を実施するものである。 本システムは、日本電気㈱が構築したシステムであり、本市の業者登録において、作業に係わる技術情報を有し、その保守点検に当たることができるのは、日本電気㈱東北支社のみである。
97	委託	令和7年度鶴岡市生活支援ハウス（温海高齢者生活福祉センター）運営業務委託	温海庁舎 市民福祉課 43-4613	R7. 4. 1	¥4, 262, 120	社会福祉法人 あつみ福祉会	2	本事業は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することを目的とするものである。 業務実施にあたっては、厚生労働省老健局長通知平成12年9月27日老発655号及び平成13年5月15日老発192号生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要項及び鶴岡市生活支援ハウス運営事業実施要綱に基づき行うものであり、業務の委託については、以下に掲げる要件が必要である。 ○介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等、又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設を経営するものであること。 ○居住部門を指定介護事業所等に合わせ、又は隣地に整備した小規模多機能施設において実施すること。 ○温海地域において、実施可能であること。 上記の要件すべてを満たすのは、社会福祉法人あつみ福祉会のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。
※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
96	委託	令和7年度鶴岡市生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業業務	朝日庁舎 地域づくり推進課 53-2115	R7. 4. 1	¥4, 891, 280	社会福祉法人 朝日ぶなの木会	2	本業務は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することを目的とするものである。業務実施にあたっては、厚生労働省老健局長通知平成12年9月27日老発655号及び平成13年5月15日老発192号生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱及び鶴岡市生活支援ハウス運営事業実施要綱に基づき行うものであり、業務の委託については、以下に掲げる要件が必要である。 ○介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等、又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設を運営するものであること。 ○居住部門を指定介護事業所等に合わせ、又は隣地に整備した小規模多機能施設において実施すること。 ○朝日地域において実施可能であること。 上記の要件すべてを満たすのは、社会福祉法人朝日ぶなの木会のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
95	委託	令和7年度朝日子育て支援センター事業業務委託	朝日庁舎 地域づくり推進課 53-2115	R7. 4. 1	¥10,306,000	社会福祉法人 朝日ぶなの木会	2	本業務は、児童福祉法第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する「地域子育て支援拠点事業」として、乳幼児及びその保護者の相互の交流や育児相談ができる場として運営されるものであり、朝日地域においては朝日保育園の専用室で「朝日子育て支援センター」の名称で開設されている。 当該センターの運営には、専用室以外にも保育園の玄関、遊戯室、園庭等保育園施設全体が使用され、また、園行事への参加、給食の試食、在園児との交流等、朝日保育園との密接な連携が不可欠となっている。 朝日保育園は現在、社会福祉法人朝日ぶなの木会が指定管理者として管理運営を行っており、施設管理の範囲には当該事業専用室も含まれている。他の団体に本事業のみの運営を委託した場合、施設の管理を含め運営責任の所在が不明確となり、本来の保育園事業に支障をきたす恐れもある。同じ園舎内で保育園と子育て支援センター両事業の連携を図りながら実施できる者は、朝日保育園の指定管理者である同法人において他にない。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
94	委託	旧遠藤家住宅の公開に伴う管理及び歳入の徴収業務	朝日庁舎 地域づくり推進課 53-2113	R7. 4. 1	¥2, 671, 350	渋谷 一志	6	本業務は、当該施設の日常的管理、入館料等の徴収、茅葺き屋根の葺き替えを含む施設の維持管理業務について、業務効率と経費削減の面から一体的業務として委託するものである。 当該施設は、本市中心部から25km以上離れた山間部の田麦俣集落に立地しており、通常の往来でも時間を要するうえ、冬期間は2メートル以上の積雪となる地域にある。 本市業者登録「建設工事」、業種名「建築一式」又は「屋根」に登録しており、かつ、市内に本店を有する97者に請負の可否を確認したが、請負可能な業者がなかった。このうち屋根の葺き替えのみであれば可能と回答した4者に対し、改めて本業務の請負について確認したが、可能な業者はなかった。 また、屋根の葺き替え業務のみについて市内業者からの参考見積では、葺き師の雇上げや交通費が加算されることにより、屋根葺き替え部分の現請負額よりも1.9倍程度であった。徴収・維持管理業務についても、別契約とした場合には同様に現契約よりも高額となることが見込まれるとともに、この業務のみで常駐することは不経済かつ非効率である。 現契約の受託者である渋谷一志氏は、当該施設に隣接して居住している葺き師である。年間を通じて当該施設に常駐しての入館料徴収や日常管理、災害等緊急時の即時対応が可能であり、かつ屋根の葺き替え業務と合わせて合理的かつ安価に業務を遂行することから、同氏を指名するものである。
93	委託	令和7年度 春季道路等除排雪業務委託	朝日庁舎 産業建設課 53-2122	R7. 4. 1	¥9, 202, 000	・上野土木建設(株) ・(株)伊藤組 ・大鳥振興企業組合 ・(株)金丸建設 ・(株)大栄	2	本業務は、冬季に引き続き山間部道路等の除雪作業や冬期間堆雪した雪山の排雪作業等を行うものである。 降雪前の道路状況等を把握している者にしか安全かつ適切な作業が実施できないことから、令和6年度道路等除排雪業務委託を受託していて、朝日地域管内の除排雪作業を実施し、かつ事前の受託可否聞き取り調査で本業務を受託可能と回答した5者を指名する。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適 用 号	随 意 契 約 理 由
92	委託	鶴岡市生活支援ハウス（櫛引 高齢者生活福祉センター） 運営業務委託	櫛引庁舎 市民福祉課 57-2116	R7. 4. 1	¥8, 257, 000	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会	2	本事業は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することを目的とするものである。 業務実施にあたっては、厚生労働省老健局長通知平成12年9月27日老発655号及び平成13年5月15日老発192号生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要項及び鶴岡市生活支援ハウス運営事業実施要綱に基づき行うものであり、業務の委託については、以下に掲げる要件が必要である。 ○介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等、又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設を運営するものであること。 ○居住部門を指定介護事業所等に合わせ、又は隣地に整備した小規模多機能施設において実施すること。 ○櫛引地域において、実施可能であること。 上記の要件すべてを満たすのは、社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
91	委託	令和7年度羽黒子育て支援センター事業業務委託	羽黒庁舎 市民福祉課 26-8774 内線883-107	R7. 4. 1	¥10,306,000	社会福祉法人 羽黒百寿会	2	本業務は、児童福祉法第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する「地域子育て支援拠点事業」として、乳幼児及びその保護者の相互の交流や育児相談ができる場として運営されるものであり、羽黒地域においては貴船保育園の専用室で「羽黒子育て支援センター」の名称で開設されている。 当該センターの運営には、専用室以外にも保育園の玄関、遊戯室、園庭等保育園施設全体が使用され、また、園行事への参加、給食の試食、在園児との交流等、貴船保育園との密接な連携が不可欠となっている。 貴船保育園は現在、社会福祉法人羽黒百寿会が指定管理者として管理運営を行っており、施設管理の範囲には当該事業専用室も含まれている。他の団体に本事業のみの運営を委託した場合、施設の管理を含め運営責任の所在が不明確となり、本来の保育園事業に支障をきたす恐れもある。同じ園舎内で保育園と子育て支援センター両事業の連携を図りながら実施できる者は、貴船保育園の指定管理者である同法人において他にない。
90	委託	鶴岡市藤島エコ有機センター堆肥製造業務委託	藤島庁舎 産業建設課 64-5809	R7. 4. 1	9,147,000	藤島堆肥散布組合	2	鶴岡市藤島エコ有機センター堆肥製造業務は、堆肥製造及び配送、堆肥原料の受入れ、機械設備や重機・車輛の取扱いと保守管理である。 本市の業者登録「役務」において、業種区分及び業種名「その他の業務委託」に登録している業者の内、業務内容に「堆肥の製造及び配送」がある業者は藤島堆肥散布組合ただ1者であり、他に実施できる者がいない。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
89	委託	藤島駅乗車券類発売運営業務委託	藤島庁舎 総務企画課 64-5813	R7. 4. 1	¥5,077,600	ふじしま観光協会	2	本業務は、東日本旅客鉄道(株)新潟支社(以下「JR新潟支社」という。)との乗車券類簡易委託発売契約及びJR新潟支社庄内統括センターとの協定に基づき行う業務であり、藤島駅における乗車券類の発売、改札業務及び付帯する業務並びに駅舎等の清掃作業について委託するものである。 JR新潟支社との協議で、駅収入管理システム研修を受講済みの特定の従事者を1年間継続的に配置することを条件としており、この条件を満たした上で受託可能である者は、ふじしま観光協会のみである。
88	修繕	令和7年度除雪機械保守単価契約(その1)	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	¥19,385,555	(有)鶴岡マシンサービス	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械10台に対して請負可能との回答があった業者は、(有)鶴岡マシンサービスのみであった。 【条件】 1. 業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載が有る(※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。)19業者 2. 業種区分「車輛」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り(ただし、業務内容に車輛の定期整備等の修繕を期待することができない内容を記載する業者を除外する。)、条件1. で重複該当する業者を除いた18業者 【除雪機械】 庄内000る20、庄内900る186、庄内900る187、庄内900る188、庄内000る282、庄内900る287、庄内900る288、庄内900る290、庄内900る334、庄内000る471

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。
※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
87	修繕	令和7年度除雪機械保守単価契約（その2）	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	¥60, 143, 233	(有)トガシ機械	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械33台に対して請負可能との回答があった業者は、(有)トガシ機械のみであった。 【条件】 1. 業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載が有る（※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。）19業者 2. 業種区分「車輛」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り（ただし、業務内容に車輛の定期整備等の修繕を期待することができない内容を記載する業者を除外する。）、条件1. で重複該当する業者を除いた18業者 【除雪機械】 庄内900る17、庄内900る105、庄内900る167、鶴岡市ひ913、庄内900る40、庄内900る148、庄内900る266、庄内900る321、庄内900る383、庄内900る391、鶴岡市に2408、庄内900る467、庄内800は317、81187、81177、81143、庄内900る160、庄内900る118、庄内900る91、庄内900る143、庄内900る161、庄内900る328、庄内900る364、庄内900る117、庄内900る185、庄内900る293、庄内900る357、庄内900さ50、庄内900る77、庄内900る144、庄内900る303、庄内900る329、庄内900る483

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。
※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
86	修繕	令和7年度除雪機械保守単価 契約（その3）	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	¥66, 420, 435	旭車輛整備㈱	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械37台に対して請負可能との回答があった業者は、旭車輛整備㈱のみであった。 【条件】 1. 業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載が有る（※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。）19業者 2. 業種区分「車輛」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り（ただし、業務内容に車輛の定期整備等の修繕を期待することができない内容を記載する業者を除外する。）、条件1. で重複該当する業者を除いた18業者 【除雪機械】 庄内99ま920、庄内900る436、庄内900さ53、庄内99ま744、羽黒町ひ94、鶴岡市の8080、庄内900る403、鶴岡市に2062、鶴岡市に2063、庄内900る469、庄内900る470、庄内800は335、庄内800さ5298、庄内000る294、庄内99ま631、庄内900る57、鶴岡市に2064、MS10MGH、庄内99ま838、庄内900る34、庄内900る464、庄内99ま975、庄内900る316、庄内900る38、庄内900る124、鶴岡市に809、庄内800さ5724、庄内99ま686、庄内99ま928、庄内99ま941、庄内900る31、庄内900る73、庄内900る101、庄内900る123、庄内900る309、庄内900る389、鶴岡市の8079

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。
※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
85	修繕	令和7年度除雪機械保守単価契約（その4）	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	¥32, 463, 822	出羽商事㈱ 鶴岡営業所	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械30台に対して請負可能との回答があった業者は、出羽商事㈱鶴岡営業所のみであった。 【条件】 1. 業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載が有る（※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。）19業者 2. 業種区分「車輛」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り（ただし、業務内容に車輛の定期整備等の修繕を期待することができない内容を記載する業者を除外する。）、条件1. で重複該当する業者を除いた18業者 【除雪機械】 庄内900る97、庄内900る207、庄内900る214、庄内900る215、庄内900る225、庄内900る226、庄内900る227、庄内900る228、庄内900る231、庄内900る234、庄内900る235、庄内900る255、庄内900る256、庄内900る258、庄内900る259、庄内000る314、庄内000る323、庄内000る352、庄内000る353、庄内000る354、鶴岡市ひ930、鶴岡市ひ931、鶴岡市ひ961、GPM20013、鶴岡市ひ961、庄内900る121、庄内900る209、庄内900る141、庄内000る235、庄内900る377

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。
※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適 用 号	随 意 契 約 理 由
84	修繕	令和7年度除雪機械保守単価 契約（その5）	建設部 土木課 35-1403	R7.4.1	¥29,680,055	コマツ山形㈱ 鶴岡営業所	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械24台に対して請負可能との回答があった業者は、コマツ山形㈱鶴岡営業所のみであった。 【条件】 1. 業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載が有る（※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。）19業者 2. 業種区分「車輛」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り（ただし、業務内容に車輛の定期整備等の修繕を期待することができない内容を記載する業者を除外する。）、条件1.で重複該当する業者を除いた18業者 【除雪機械】 庄内000る261、庄内000る233、庄内000る236、庄内99ま358、庄内99ま545、庄内99ま847、庄内900る176、庄内900る201、庄内900る323、庄内900る324、庄内900る365、庄内900る200、庄内900る351、庄内00ま579、庄内900る276、庄内99ま931、庄内900る78、庄内900る232、庄内900る275、庄内900る387、庄内900る483、庄内900る92、庄内99ま839、庄内900る434

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
83	修繕	令和7年度除雪機械保守単価 契約（その6）	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	¥10,490,463	日本キャタピラー 合同会社 酒田営業所	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械7台に対して請負可能との回答があった業者は、日本キャタピラー合同会社酒田営業所のみであった。 【条件】 1. 業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載が有る（※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。）19業者 2. 業種区分「車輛」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り（ただし、業務内容に車輛の定期整備等の修繕を期待することができない内容を記載する業者を除外する。）、条件1. で重複該当する業者を除いた18業者 【除雪機械】 庄内00ま870、庄内000る166、庄内000る165、庄内99ま845、庄内00ま976、庄内00ま826、庄内900る146

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。
※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
82	修繕	令和7年度除雪機械保守単価契約（その7）	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	¥9,608,838	コベルコ建機日本(株) 庄内工場	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械6台に対して請負可能との回答があった業者は、コベルコ建機日本(株)庄内工場のみであった。 【条件】 1. 業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載が有る（※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。）19業者 2. 業種区分「車輛」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り（ただし、業務内容に車輛の定期整備等の修繕を期待することができない内容を記載する業者を除外する。）、条件1.で重複該当する業者を除いた18業者 【除雪機械】 庄内900る75、庄内99ま922、庄内99さ163、庄内900る112、庄内00ま750、庄内99ま978

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
81	修繕	令和7年度除雪機械保守単価 契約（その8）	建設部 土木課 35-1403	R7. 4. 1	¥6, 476, 422	太洋自動車工業㈱	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械6台に対して請負可能との回答があった業者は、太洋自動車工業㈱のみであった。 【条件】 1. 業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載が有る（※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。）19業者 2. 業種区分「車輛」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り（ただし、業務内容に車輛の定期整備等の修繕を期待することができない内容を記載する業者を除外する。）、条件1. で重複該当する業者を除いた18業者 【除雪機械】 庄内99ま538、庄内99ま930、庄内900る154、庄内900る29、庄内99ま954、庄内900る9

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
80	修繕	令和7年度除雪機械保守単価契約（その9）	建設部 土木課 35-1403	R7.4.1	¥1,552,413	北日本車輛㈱	2	本市の業者登録「物品」において、下記の条件に該当する37業者に対し、市所有の除雪機械保守の請負可否について電子メール又はFAXで問い合わせたところ、下記の除雪機械1台に対して請負可能との回答があった業者は、北日本車輛㈱のみであった。 【条件】 1. 業種区分「重機」、業種名「重機」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に「除雪機械」又はそれに類する機種・「機械全般」の記載が有る（※販売又は買取のみといった単一業務内容の記載がある場合は除く。）19業者 2. 業種区分「車輛」、業種名「特殊用途自動車」に登録しており、庄内地方に本社又は営業所があり、かつ業務内容に修理・修繕等の記載が有り（ただし、業務内容に車輛の定期整備等の修繕を期待することができない内容を記載する業者を除外する。）、条件1.で重複該当する業者を除いた18業者 【除雪機械】 庄内900る128
79	委託	鶴岡市マリカ東館管理業務委託	建設部 都市計画課 35-1315	R7.4.1	¥39,989,400	一般財団法人 鶴岡市開発公社	2	本業務は、マリカ東館について、その機能・性能を保持し、常に正常で良好な状態を保つとともに、鶴岡市マリカ東館管理要綱のほか関係法令等に基づき、必要かつ適正な包括的管理を委託するものである。 管理業務の実施にあたっては、清掃・衛生管理、設備管理、建物及び設備の保全、保安警備など、建物保全に関する業務遂行の技術力に加えて、民間の商業店舗及び事業所が賃貸借契約により入居していることから、入居管理にあたっては宅地建物取引業の資格を有していることが必要となる。 同館規模の建物保全に関する管理技術と体制を有し、かつ、入居管理に必要な宅地建物取引業の資格を有するのは一般財団法人鶴岡市開発公社のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
78	委託	インバウンドプロモーション 事業業務委託	商工観光部 観光物産課 35-1301	R7. 4. 1	¥4, 400, 000	一般社団法人 D E G A M鶴岡ツーリ ズムビューロー	2	当該事業はインバウンド誘客促進を目的としており、「第二次鶴岡市総合計画」において、全市的な観光PR及び情報発信については、観光地域づくり法人(DMO)が担う機能として位置づけている。 事業内容は、全市的な観光PRとして、国外での旅行商談会を開催することにより、訪日外国人観光客に向けた誘客プロモーションを実施するもの。 一般社団法人D E G A M鶴岡ツーリズムビューローは、本市の観光分野における高い公益性を持つとともに、幅広く会員を有する団体であり、市内に所在する唯一の観光地域づくり法人(DMO)である。
77	委託	観光案内所運営業務委託	商工観光部 観光物産課 35-1301	R7. 4. 1	¥10, 764, 554	一般社団法人 D E G A M鶴岡ツーリ ズムビューロー	2	鶴岡市観光案内所は、マリカ東館1階FOODEVER内にあり、国内外からの観光客に対して直接観光情報を発信する拠点として、対面や電話、メールなどに対応している。特に、外国人観光案内所として、日本政府観光局よりカテゴリー2（常時英語対応が可能で、地域情報はもちろん、周辺を含む広域の観光情報等を旅行者に提供できる。）の認定を受けており、対応可能な人材を配置する必要がある。 英語による観光案内対応が可能な人材を有し、かつ鶴岡市とその周辺の広域的な観光案内の情報を把握し、観光案内サービスを提供できるのは、一般社団法人D E G A M鶴岡ツーリズムビューロー以外に実施できる者がいないため。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
76	委託	観光プラザ管理運営業務委託	商工観光部 観光物産課 35-1301	R7. 4. 1	¥3,850,000	(株)清川屋	2	鶴岡観光プラザ（以下「プラザ」という。）は、鶴岡商工会議所会館1階西側に所在し、来館者への観光案内と観光情報の提供、並びに本市伝統工芸品の紹介を一体的に行うことを目的としている。 プラザはスペースが限定されており、案内や紹介を効果的に行うには、施設や物品の管理等を担う必要がある。 当該フロアで隣接する物産販売業者を指名することで、プラザ部分と物産部分の施設や物品を含む業務全般を一体的かつ効率的に管理することが可能となり、結果、季節や時期に合わせた展示や紹介により、目的に即したサービスの提供に繋がっている。 現在、当該フロアで物産販売を担っている事業者は、(株)清川屋のみである。
75	委託	鶴岡市地元就職支援サイト運営業務委託	商工観光部 商工課 35-0633	R7. 4. 1	¥2,420,000	鶴岡地区 雇用対策協議会	2	当該業務は、本市への就職を希望する若年求職者に対して、企業情報や求人情報、インターンシップ情報等の採用情報を提供するため、地元就職支援サイト「つるおか仕事ナビ」を運営するとともに、情報提供希望登録者への情報発信や閲覧者からの問い合わせ等へ対応するもの。 また、採用種別に対応していない企業情報データベースやユーザーインターフェースの改修、近年の採用動向に対応した企業紹介コンテンツの拡充等を図るもの。 地元就職支援サイト「つるおか仕事ナビ」は、鶴岡地区雇用対策協議会が運営している当該協議会の公式ホームページ内に開設されており、当該サイトの運営及び改修することができるのは、当該協議会のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
 ※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。
 ※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
74	委託	令和7年度鶴岡市森林経営管理業務委託	農林水産部 農山漁村振興課 35-0145	R7. 4. 1	¥2,970,000	出羽庄内森林組合	2	本業務は、平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づく森林経営管理制度に対応した各種業務委託の発注に先立ち、この委託発注の準備補助として必要な情報収集・資料作成を行う業務委託である。 この業務委託にあたり、対象森林の所有者・管理者及び森林資源量の情報を持っていること、近隣森林の森林経営計画を策定し、施業を行い対象森林の状況を把握していることから、この業務委託に対応できるのは出羽庄内森林組合のみである。
73	委託	令和7年度鶴岡市農道管理業務委託（544,834m：庄内赤川土地改良区受益地内）	農林水産部 農山漁村振興課 35-1298	R7. 4. 1	¥16,758,000	庄内赤川土地改良区	2	本業務は、庄内赤川土地改良区管内における農道の点検、機能・安全確保、維持・改修及び台帳の管理を行うものであるが、その受益者は庄内赤川土地改良区の構成組合員であり、さらに庄内赤川土地改良区は、農業用排水路等の管理を行っている。そのため状況把握や意見・要望の的確な集約を行い、かつ、経常的な農道管理が可能となる者は、庄内赤川土地改良区のみである。
72	委託	令和7年度鶴岡市立農業経営者育成学校研修運営等業務委託	農林水産部 農政課 35-1295	R7. 4. 1	¥6,723,200	㈱SHONAI	2	鶴岡市立農業経営者育成学校（以下、「SEADS」という。）は、将来にわたる農業の発展を図り、定住人口の増加に寄与するため、農業経営者の育成及び確保のための施設として開校した。 産学官8者（鶴岡市、山形大学農学部、東北芸術工科大学、鶴岡工業高等専門学校、庄内農業高校、JA鶴岡、JA庄内たがわ、㈱SHONAI（YAMAGATA DESIGN ㈱がR6.4.1付で社名変更））は、同様の目的で協定を締結し、農業の人材育成・確保を図るため「SEADS」を活用し、連携して実施すべき事項を定めている。 その中で㈱SHONAIは研修カリキュラムの実施や施設の管理に関すること等の役割を担っている。 今回の委託先については、協定内の役割分担を踏まえたものであり、学校運営の安定化に向けた改善の継続・推進を図るため、同社と特命随意契約を締結するものである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
71	委託	令和7年度鶴岡市国民健康保険特定保健指導事業業務委託	健康福祉部 国保年金課 35-1292	R7. 4. 1	¥5, 016, 000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	鶴岡市が国民健康保険の保険者として加入者に対して実施する特定保健指導の実施機関は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」及び「特定保健指導の外部委託に関する基準」で定められている実施基準を満たす必要があり、これを満たす者は、一般社団法人鶴岡地区医師会、鶴岡協立病院の2機関である。 本業務の実施にあたって、取りまとめ機関は各実施機関との契約単価や実施内容の調整が必要である。本市において取りまとめを行える者は一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。
70	委託	令和7年度鶴岡市国民健康保険人間ドック業務委託	健康福祉部 国保年金課 35-1292	R7. 4. 1	¥50, 400, 000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	鶴岡市国民健康保険人間ドック（以下、「国保人間ドック」）は、本市国民健康保険の被保険者（40歳以上）に対し、疾病の早期発見及び早期治療による国保医療費の適正化を目的として実施するものであり、特定健康診査やがん検診等を同一施設内において同時に行う検査である。 国保人間ドックの委託機関は「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」で定められている実施基準を満たす必要があり、これを満たす者は、一般社団法人鶴岡地区医師会、鶴岡市立荘内病院、医療法人継和会みやはらクリニック、鶴岡協立病院の4機関である。 本業務の実施にあたって、取りまとめ機関は各実施機関との契約単価や実施内容の調整が必要である。本市において取りまとめを行える者は一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
69	委託	令和7年度国民健康保険レセプト点検業務支援事業	健康福祉部 国保年金課 35-1292	R7. 4. 1	¥5,189,000 (総支出予定額)	山形県国民健康保険団体連合会	2	山形県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、県内市町村が国民健康保険法第83条に基づき国民健康保険に関する事務の共同処理をするために設立された団体であり、国民健康保険の診療報酬審査支払機関である。 県と市町村の共同運営となった国民健康保険を運営するにあたり、事業の広域化や効率化を推進するため、本県の国民健康保険の統一的な運営方針において、保険者事務の共同実施の取組が図られていることから、本業務において、医療機関等の診療報酬請求業務を行う業者と同一でないことで点検の公平性が担保され、共同で行うことで精度の向上と医療費の適正化につながる効率的な点検を行うことが出来るのは、国保連合会のみである。
68	委託	令和7年度国民健康保険等事務共同処理業務委託	健康福祉部 国保年金課 35-1292	R7. 4. 1	¥15,561,080 (総支出予定額)	山形県国民健康保険団体連合会	1	山形県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、県内市町村が国民健康保険法第83条に基づき国民健康保険に関する事務の共同処理をするために設立された団体である。 県と市町村の共同運営となった国民健康保険を運営するにあたり、事業の広域化や効率化を推進するため、本県の国民健康保険の統一的な運営方針において、保険者事務の共同実施の取組が図られていることから、本業務を行うことが出来るのは、国保連合会のみである。
67	委託	令和7年度国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る委託	健康福祉部 国保年金課 35-1292	R7. 4. 1	¥3,857,580	山形県国民健康保険団体連合会	2	当該業務は、都道府県単位で国民健康保険被保険者の資格情報や給付情報を管理するものであるが、その管理にあたっては公益社団法人国民健康保険中央会が開発した国保情報集約システムを用いて行っており、当該システムの運用等を実施できるのは、山形県国民健康保険団体連合会のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
66	委託	令和7年度番号制度に係る データ標準レイアウト改版対 応に伴うシステム改修業務委 託（福祉分）	健康福祉部 子育て推進課 26-0176	R7. 4. 1	¥2, 726, 625	日本電気㈱東北支社	2	本業務は、児童手当及び児童扶養手当の適切な給付のため導入している福祉システム（G P R I M E システム）について、国で定めた令和7年6月情報連携開始の番号制度に係るデータ標準レイアウト改版対応に伴う改修を委託するものである。 当該システムは、日本電気㈱が設計・構築したシステムであり、本市の業者登録において、作業に関わる技術情報を有し、その改修にあたることができる者は日本電気㈱東北支社のみである。
65	委託	令和7年度鶴岡市放課後児童 対策事業運営委託	健康福祉部 子育て推進課 26-0176	R7. 4. 1	¥274, 115, 900	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会 ほか13者	2	放課後児童対策事業を行うことができる者は、「国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。」という児童福祉法第34条の8第2項の規定に基づき、市長に届け出た者に限られる。 本市において、届出を行っている者のうち、民設で当該事業を実施している者は社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会ほか13者であることから、各者と特命随意契約を締結するものである。
64	委託	鶴岡市要介護認定調査業務委託	健康福祉部 長寿介護課 35-1289	R7. 4. 1	¥18, 491, 000 (総支出予定額)	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会 ほか12者	2	本市の指定居宅介護支援事業所は22法人が運営する28事業所であり、その全てに委託の可否について意向確認を確認し可能と回答があった事業者は社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会ほか12者だった。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
63	委託	令和7年度鶴岡市地域福祉連携ネットワーク支援業務委託	健康福祉部 長寿介護課 35-1289	R7. 4. 1	¥6, 822, 000	(株)A G E N	2	本業務は、コミュニケーションツールであるLINE WORKSを活用して、市及び市内全介護サービス事業所間の連携ネットワークを構築し、市業務のスリム化・経費削減や災害等の有事の際の情報共有等の円滑かつ迅速化を推進するとともに、介護サービス事業者の業務効率化・経費削減を通じて介護サービスの質向上及び介護人材の確保・定着を支援することを目的とする。 当該ネットワークは、令和6年度に公募型プロポーザル方式により選定した(株)A G E Nが構築した専用ネットワーク基盤を用いて運用しており、当該ネットワーク基盤の保守、サポート・コンサルティングができるのが同社においてほかになく、見積価格も予定価格内であったため、契約を締結したものである。
62	委託	令和7年度介護保険事務処理システム等運用支援業務委託	健康福祉部 長寿介護課 35-1289	R7. 4. 1	¥4, 343, 625	日本電気(株)東北支社	2	本業務は、介護保険制度を運用する上で必要となる資格情報や保険料情報、給付情報等を管理している介護保険事務処理システム及び介護認定を管理する認定支援事務処理システムにおいて、処理誤り防止のため重要な作業の立ち合い、処理誤り時の対応などの運用支援を委託するものである。 当該システムは、日本電気(株)が構築したもので、作業に係る技術を有し、その対応に当たることができるのが同社においてほかになく、見積価格も予定価格内であったため、契約を締結したものである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
61	委託	令和7年度鶴岡市障害者地域活動支援センター事業委託	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥6,104,000	特定非営利法人 やすらぎの会	2	当該事業は、鶴岡市障害者地域活動支援センター事業実施要項の事業を実施するにあたり、利用者、特に精神障害者に対して創作活動や生産活動の機会の提供などの支援や関係機関との連携を実施するなど、専門的な知識を必要とし、障害福祉サービスとして提供する自立支援給付費では対応できない障害者の居場所を確保するとともに障害者の地域生活支援の促進を図るものである。特定非営利活動法人やすらぎの会の運営する「障がい者地域生活支援センター翔」は、当該事業の適切な遂行にあたり、実施するために必要な施設・設備基準に該当するとともに、当該事業を効果的に実施するために必要な資格及び専門的技術等を有する職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を有する市内で唯一の事業所である。
60	委託	令和7年度鶴岡市障害者相談支援事業委託	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥31,814,200	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会	2	当該業務は、在宅の障害者に対して、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報提供等、相談支援にかかる総合的な支援を行うほか、地域自立支援協議会としての業務、基幹相談支援センターとして地域の関係機関との連携強化の取組、人材育成支援、権利擁護に関する支援、地域移行・定着の推進に向けた取組等を行うものである。 市内の指定相談支援事業所8事業所のうち、7事業所については、障害者相談支援業務にあたることができる人員が1～3人体制となっており、当該業務の実施は困難であるが、社会福祉協議会は相談支援専門員を10人配置しており、当該事業の実施体制を構築可能なことから、当該業務を受託できるのは同協議会をおいてほかにない。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
59	委託	令和7年度鶴岡市障害児相談 支援事業委託	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥6, 194, 100	社会福祉法人 恵泉会	2	当該事業は、鶴岡市障害者相談支援事業実施要項の事業を実施するにあたり、在宅の障害児及び保護者に対して、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報提供等、総合的な支援を行うものである。社会福祉法人恵泉会は、当該事業を行うにあたり、幼児期からの専門的かつ総合的な支援を行うことが可能な児童福祉法に規定する障害児通所支援（児童発達支援）と障害児相談支援の両事業の指定を受けている市内で唯一の事業所である。
58	委託	令和7年度鶴岡市手話通訳者 設置事業委託	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥2, 592, 000	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会	2	手話通訳者設置事業は、障害者総合支援法に基づく市町村が行う地域生活支援事業の必須事業となっており、手話通訳者の業務は、聴覚障害者等へのコミュニケーション支援のほか、聴覚障害者への障害福祉サービスの利用援助や生活相談等である。また、手話通訳者の派遣事業では、地域生活支援事業実施要綱において、円滑に行われるよう連絡調整業務担当者の設置等に努めることとされており、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する手話通訳者が望ましいと規定されている。そのため、これらの業務を行うには、手話通訳者の資格の他、障害者相談支援専門員の資格を有する者が適材である。 鶴岡市内の手話通訳者の内この条件を満たす者は、鶴岡市社会福祉協議会に在籍している1名のみである。また、障害のある方の相談は多岐にわたるため個人での対応ではニーズに対応しきれない。以上のことから、条件を満たし、かつ組織として対応が可能な事業者は、鶴岡市社会福祉協議会のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
57	委託	令和7年度鶴岡市子どもの学習 支援事業委託業務委託	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥3,262,930	特定非営利活動法人 山形県ひとり親家庭福 祉会	2	本事業は、国補助事業「子どもの学習・生活支援事業」の一つであり、実施要綱において、生活指導や学習支援のみならず、軽食を提供することや、事業実施にあたり母子・父子福祉団体等関係機関との連携を密にすることが規定されていることから、生活指導・学習支援に加え、鶴岡市母子会が主催するフードドライブや子ども食堂との連携、フードパントリーを併せて実施し、包括的支援を行うものである。 また、実施要綱によれば、事業の実施にあたっては、子どもの福祉の向上に理解と熱意を有し、子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮するために、ひとり親家庭等の支援の経験や知識を有することが望ましいとされている。 特定非営利活動法人山形県ひとり親家庭福祉会は、鶴岡市母子会と共に事業を実施し、強固な連携の体制を構築している。さらに県内各自治体において同様の事業を実施しており、豊富な経験と知識を有している。 また、本事業における学習教室については、通所方式を毎週土曜日に、訪問方式を毎週月曜日から金曜日のいずれか1日に行うものである。この規模で事業を実施できるのは、学習支援員を多数配置でき、運営管理者による事業の調整が可能である同法人においてほかはない。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
56	委託	令和7年度鶴岡市生活困窮者自立相談支援事業委託	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥20,480,955	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会	2	本事業は、平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法の必須事業であり、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援等を実施することにより、鶴岡市における支援対象者の自立を促進することを目的としている。 生活困窮者自立支援法第5条第2項では、「都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定めるものに委託することができる」とされている。 また、生活困窮者自立支援法施行規則（厚生労働省令第十六号）第9条 に「法第5条第2項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者であって、社会福祉法人等が適当」とある。 施行規則の規定通り、適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者は、生活困窮専門の相談支援窓口を持ち、専門の支援手法を実践している社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会をおいてほかにない。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
55	委託	令和7年度生活困窮者等就労準備支援・就農訓練事業業務委託	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥4, 326, 100	社会福祉法人 月山福祉会	2	本業務は、生活困窮者自立支援法の任意事業として国の生活困窮者自立支援事業実施要綱の中の就労準備支援事業（就農訓練事業）実施するもの。 委託先については、国策定の就労準備支援事業の手引き内3章の3（1）において、次のとおり留意点が示されている。 ①地域の中に、以前から生活困窮者の就労支援に取り組む団体がある場合は、それらの団体との連携を検討するべき。 ②自治体からの委託を受け生活保護受給者の就労支援事業を実施している団体や障害者就業・生活支援センターや障害者福祉サービスの担い手となっている団体など、専門性を活用する。 また、本事業は、就労準備支援とともに、就農訓練を実施することから農業に関わる事業所である必要がある。 社会福祉法人月山福祉会は、障害福祉サービス事業や、生活困窮者就労訓練事業等県の認定を受け実施しており、さらに、障害者と農業をつなぐ農福連携を展開している。 以上のことから、本市において、就労準備支援事業の就農訓練事業を実施できる専門性のある法人は、社会福祉法人月山福祉会のみであることから、同法人と随意契約を締結するものである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
54	委託	令和7年度生活困窮者就労鶴準 備支援事業委託業務	健康福祉部 福祉課 35-1273	R7. 4. 1	¥7, 699, 000	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会	2	本事業は、平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法の必須事業であり、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援等を実施することにより、鶴岡市における支援対象者の自立を促進することを目的としている。 生活困窮者自立支援法第5条第2項では、「都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定めるものに委託することができる」とされている。 また、生活困窮者自立支援法施行規則（厚生労働省令第十六号）第9条 に「法第5条第4項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者であって、社会福祉法人等が適当」とある。 施行規則の規定通り、適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者は、生活困窮専門の相談支援窓口を持ち、専門の支援手法を実践している社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会をおいてほかにない。
53	委託	福祉バス運行業務委託	健康福祉部 福祉課 35-1252	R7. 4. 1	¥9, 498, 000	社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	2	本業務は地域福祉の増進を図ることを目的とし、業務内容には単なるバスの運行や車輛管理のみならず、申請書の受付や利用計画の調整、事故対応、福祉活動の提案、相談対応等も含まれる。また、利用者である福祉関係団体の活動内容や実情を把握し、福祉バスを利用した福祉活動をコーディネートする専門性が求められる。上記の条件を満たし本業務を遂行できるのは、行政とともに地域福祉事業を推進している法人であり、福祉関係団体の福祉活動を総合的に支援している鶴岡市社会福祉協議会をおいてほかにない。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
52	委託	令和7年度鶴岡市健康診査等 業務	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥4,699,000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	本事業は、「生活保護受給者等」、「40歳総合健診において国民健康保険以外の医療保険に加入している者」、「40歳未満の市民で他で健診機会のない者」を対象に、生活習慣病予防及び健康の保持と増進を図ることを目的に、健康診査を実施するものである。 「鶴岡市健康診査」の集団健診は住民の利便性を考慮し地域に出向いて実施し、人間ドック・個別健診については市内のかかりつけ医やドック健診医療機関で実施する。 「鶴岡市40歳総合健診」は40歳を対象としたがん検診と歯周疾患検診を併せた総合的な健診を実施する。「鶴岡市さわやか健診」は40歳未満の者を対象とし託児室の設置など受診者の利便を考慮して実施する。 本業務の実施にあたって、取りまとめ機関は各実施機関との契約単価や実施内容の調整が必要である。本市において取りまとめを行える者は一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。
51	委託	令和7年度鶴岡市後期高齢者 健康診査業務	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥81,755,000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	本事業は、山形県後期高齢者医療広域連合の被保険者（75歳以上等）を対象に、糖尿病等の生活習慣病を早期発見することを目的とした健康診査を、広域連合の委託を受け実施するものである。集団健診は住民の利便性を考慮し地域に出向いて実施する。人間ドック・個別健診についてはドック健診医療機関や市内のかかりつけ医で実施する。 本業務の実施にあたって、取りまとめ機関は各実施機関との契約単価や実施内容の調整が必要である。本市において取りまとめを行える者は一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
50	委託	令和7年度鶴岡市国民健康保険特定健康診査業務	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥97, 395, 000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	本事業は、鶴岡市国民健康保険の被保険者（40～74歳）を対象とした、糖尿病等の生活習慣病を早期発見することを目的とした特定健康診査を実施するものである。 集団健診は住民の利便性を考慮し地域に出向いて実施する。人間ドック・個別健診についてはドック健診医療機関や市内のかかりつけ医で実施する。 本業務の実施にあたって、取りまとめ機関は各実施機関との契約単価や実施内容の調整が必要である。本市において取りまとめを行える者は一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。
49	委託	後期高齢者健康診査費用支払事務及びデータ管理の委託	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥2, 355, 000 (総支出予定額)	山形県国民健康保険 団体連合会	2	本業務は、本市が山形県後期高齢者医療広域連合から受託して行う健康診査の実施に要した費用の支払に関する業務及び健診結果のデータ管理業務等を委託するものである。山形県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条1項に基づき本事業を遂行するために設立された団体であり、本事業を実施することができるのは山形県国民健康保険団体連合会のみである。
48	委託	特定健康診査・特定保健指導等費用支払事務及びデータ管理の委託	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥3, 307, 000 (総支出予定額)	山形県国民健康保険 団体連合会	2	公的医療保険に加入する40歳以上の者に対しては、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険者が主体となり特定健康診査事業及び特定保健指導事業を実施することとなる。 本業務については、健診結果の適正なデータ管理及び健診・保健指導実施機関からの審査とともに円滑な支払いを行うものである。 本業務を委託する山形県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条第1項に基づき県内の市町村が設立した団体であり、国民健康保険診療報酬の適正な審査支払をはじめ、市町村国保の事務の共同化、円滑な事業運営を目的とした県内唯一の団体である。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
47	委託	令和7年度鶴岡市がん検診等 (人間ドック) 検診業務委託	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥106,998,000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	本市では、市民の生活習慣病予防及び健康保持と増進を図ることを目的として、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査（後期高齢者健康診査、健康診査）及び健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づき、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」、「山形県健康診査実施要領」、「健康増進事業実施要領」によりがん検診等を実施している。 人間ドック検診は、受診者が検診機関に直接赴き、特定健康診査及びがん検診等並びにその他検査で市が認めたものを、同一施設内において同時に行うものであり、市内では4医療機関が実施可能な検診機関である。 本業務の実施にあたって、取りまとめ機関は各実施機関との契約単価や実施内容の調整が必要である。本市において取りまとめを行える者は一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。
46	委託	令和7年度鶴岡市子宮がん乳がん個別検診業務委託	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥31,012,000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	本市では、市民の健康保持と増進を図ることを目的として、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づき、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」及び「山形県健康診査実施要項」によるがん検診を実施している。 子宮がん乳がん個別検診は、受診者が市内の検診機関に直接赴き、検診を実施するものである。 本業務の実施にあたって、取りまとめ機関は各実施機関との契約単価や実施内容の調整が必要である。本市において取りまとめを行える者は一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。
※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。
※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
45	委託	令和7年度鶴岡市がん検診等 (集団) 検診業務委託	健康福祉部 健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥40,164,000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	本市では、市民の健康保持及び増進を図ることを目的として、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づき、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」、「山形県健康診査実施要領」及び「健康増進事業実施要領」並びに「肝炎ウイルス検診等実施要領」により検診を実施している。 集団検診には、受診者の利便性を考慮し地域で行う検診と、特定の方を対象に期日を決めて行う検診がある。地域で行う集団検診には、胃がん検診、呼吸器検診の検診車の配置が必要となり、対象者を限定し期日を決めて行う事業の実施には、特定の日に、複数人が複数のがん検診等を同時に受診できる検診機関である必要がある。 本市において、上記の事業を実施できる者は、検査専門機関である一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。
44	委託	健康管理システム運用保守業務	健康福祉部健康課 25-2731	R7. 4. 1	¥2,145,000	日本電気㈱東北支社	2	本業務は健康管理システムの保守及び運用支援等を行うために業務を委託するものである。本システムは、日本電気㈱が設計構築したシステムであり、本市の業者登録において、作業にかかわる技術情報を有し、その改修に当たることができる者は日本電気㈱東北支社のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適 用 号	随 意 契 約 理 由
43	委託	鶴岡市定期予防接種業務委託	健康福祉部 健康課 35-0157	R7. 4. 1	¥236, 113, 800 (総支出予定額)	・一般社団法人 山形県医師会 ・真島医院 ・齋藤医院 ・みかわキッズ クリニック ・山北徳新会病院	2	定期予防接種は、予防接種法第5条の規定に基づき市町村長に実施の義務と責任があり、厚生労働省が示す「定期接種実施要領」により実施することとされている。同要領では、予防接種法施行令第4条により「市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師（以下、接種医という。）が医療機関で行うもの」と定められている。 山形県では、他市町村の医療機関で定期予防接種を受ける際の事務の軽減や被接種者の利便性を図り、県内における円滑な定期予防接種の実施を目的に、県が県医師会と県内各市町村との間の事務の調整を行い、県医師会が山形県下の広域実施に協力する医療機関及び医師の取りまとめを行うことによる広域実施体制を構築しており、県及び県医師会が策定した「広域実施の手引き」にあるように、県内全市町村が参加している。 県医師会は、広域実施にあたり、山形県予防接種広域事業実施要綱の定めによる承諾書兼委任書により、各市町村との契約締結について実施医療機関から委任を受けており、各接種医が所属するすべての広域実施医療機関に業務を委託するにあたっては「広域実施の手引き」に照らし、本業務委託仕様書のとおり県医師会を代理人として契約を行う必要がある。 小児や高齢者はかかりつけ医での接種が望ましいことから、広域実施以外に、接種の実績があり市民への接種に限り承諾を申し出た真島医院及び齋藤医院、市民が多く通院している市外のみかわキッズクリニック及び県外の山北徳新会病院については、個別に契約を締結するものである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用号	随 意 契 約 理 由
42	委託	鶴岡市乳幼児健康診査業務委託	健康福祉部 健康課 35-0157	R7. 4. 1	¥4, 040, 000 (総支出予定額)	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	乳幼児健康診査は、母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査であり、母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的として実施する。母子保健法施行規則では、乳幼児に対する健康診査の項目があげられ、その実施に当たっては、医療の専門的見地より小児科専門医師以外にはできない。 本業務の実施に当たっては、市内の小児科医師の派遣に関する総合調整が必要なことから、それを実施できる者は、小児科医師が加入する一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。
41	委託	鶴岡市新生児聴覚検査業務委託	健康福祉部 健康課 35-0157	R7. 4. 1	¥2, 300, 000 (総支出予定額)	- 一般社団法人 鶴岡地区医師会 - 地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院 - 医療法人太田医院 いちごレディースクリニック	2	新生児聴覚検査は、新生児の聴覚障がいを早期に発見し、適切な療育を行うことにより、言語発達等への影響を抑えることを目的とし、分娩取扱医療機関において、出産後入院中に実施するものである。 庄内地域では、分娩取扱医療機関の4者（鶴岡市立荘内病院、医療法人なごみ会 産婦人科・小児科三井病院、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院、医療法人太田医院 いちごレディースクリニック）のみ検査可能である。 本業務の実施にあたっては、各医療機関との実施内容や委託料の調整が必要であるが、本市分娩取扱医療機関（鶴岡市立荘内病院、医療法人なごみ会 産婦人科・小児科三井病院）2者との調整が出来るのは、一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。 酒田市の地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院及び医療法人太田医院 いちごレディースクリニックについては、個別に契約を締結するものである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
40	委託	鶴岡市妊婦健康診査業務委託	健康福祉部 健康課 35-0157	R7. 4. 1	¥51,707,500 (総支出予定額)	一般社団法人 山形県医師会	2	妊婦健康診査は、母子保健法第13条に規定する健康診査であり、妊婦の健康管理に努めることにより妊産婦、新生児及び乳児の死亡率の低下、流産の防止を目的として実施している。 本業務の実施に当たっては、発注にあたり、各実施機関と個別契約を締結することは、発注者・受注者共に事務が煩雑になることから、事務の簡素化を図るため、受注者の事務を一括して取りまとめるものである。また、取りまとめ機関は各実施機関との契約単価や実施内容の調整が必要であり、県内において取りまとめを行える者は一般社団法人山形県医師会のみである。
39	委託	鶴岡市1か月児健康診査業務委託	健康福祉部 健康課 35-0157	R7. 4. 1	¥2,160,000 (総支出予定額)	- 一般社団法人 鶴岡地区医師会 - 地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院 - 医療法人太田医院 いちごレディースクリニック	2	1か月児健康診査は、乳児の疾病や異常の早期発見、虐待未然防止及び経済的負担軽減を図ることを目的とし、分娩取扱医療機関において、出生の1か月児に実施するものである。 1か月児健康診査は、分娩した医療機関で受診するため、庄内地域では、分娩取扱医療機関の4者（鶴岡市立荘内病院、医療法人なごみ会 産婦人科・小児科三井病院、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院、医療法人太田医院 いちごレディースクリニック）のみ受診可能である。 本業務の実施にあたっては、各医療機関との実施内容や委託料の調整が必要であるが、本市分娩取扱医療機関（鶴岡市立荘内病院、医療法人なごみ会 産婦人科・小児科三井病院）2者との調整が出来るのは、一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。 酒田市の地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院及び医療法人太田医院 いちごレディースクリニックについては、個別に契約を締結するものである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
38	委託	鶴岡市産婦健康診査業務委託	健康福祉部 健康課 35-0157	R7. 4. 1	¥3, 240, 000 (総支出予定額)	- 一般社団法人 鶴岡地区医師会 - 地方独立行政法人 山形県・酒田市病 院機構 日本海総合病院 - 医療法人太田医院 いちごレディース クリニック	2	産婦健康診査は、産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対し、産後うつ予防や虐待予防等を図ることを目的とし、分娩取扱医療機関において実施するものである。 庄内地域では、分娩取扱医療機関の4者（鶴岡市立荘内病院、医療法人なごみ会 産婦人科・小児科三井病院、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院、医療法人太田医院 いちごレディースクリニック）のみ実施可能である。 本業務の実施にあたっては、各医療機関との実施内容や委託料の調整が必要であるが、本市分娩取扱医療機関（鶴岡市立荘内病院、医療法人なごみ会 産婦人科・小児科三井病院）2者との調整が出来るのは、一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。 酒田市の地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院及び医療法人太田医院いちごレディースクリニックについては、個別に契約を締結するものである。
37	委託	令和7年度番号制に係るデータ標準レイアウト改版対応に伴うシステム改修業務委託（保健分）	健康福祉部 健康課 35-0157	R7. 4. 1	¥8, 258, 250 (総支出予定額)	日本電気㈱東北支社	2	本業務は、市民の健康情報を一元的に管理し、保健事業を推進するために導入している健康管理システム（GPRIMEシステム）について、国で定めた令和7年6月情報連携開始の番号制度に係るデータ標準レイアウト改版対応に伴う改修を委託するものである。 当該システムは、日本電気㈱が設計・構築したシステムであり、本市の業者登録において、作業に関わる技術情報を有し、その改修に当たることができる者は日本電気㈱東北支社である。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
36	委託	在宅医療・介護連携推進事業 業務委託	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 35-1251	R7. 4. 1	¥10,640,000	一般社団法人 鶴岡地区医師会	2	本事業は、介護保険法に基づき、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を推進するものである。 業務の実施に当たっては、「地域支援事業実施要綱」（平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づいて実施することとなるため、次に掲げる要件が求められるが、これらの要件を満たすのは、本市においては一般社団法人鶴岡地区医師会のみである。 ①在宅医療・介護の連携を支援する総合的な相談窓口を設置・運営している事業所であること。 ②地域の医療機関・介護事業所等の機能等や在宅医療・介護サービスの情報を常時把握し、在宅医療・介護連携における情報共有ツールを整備している事業所であること。
35	委託	在宅医療・介護連携推進事業 業務委託(地域医療支援病院 分)	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 35-1251	R7. 4. 1	¥3,150,000	鶴岡市立荘内病院	2	本事業は、介護保険法に基づき、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を推進するものである。 業務の実施にあたっては、在宅医療連携体制の充実を図ることが重要となることから、地域全体の医療機関を支援する役割を持つ地域医療支援病院でなければ担うことができない事業であり、鶴岡市において地域医療支援病院に指定されている病院は鶴岡市立荘内病院のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
34	委託	令和7年度地域包括支援センター運營業務委託	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 29-4180	R7. 4. 1	¥240, 585, 000	・社会福祉法人 鶴岡市社会福祉 協議会 ・一般社団法人 鶴岡地区医師会 ・社会福祉法人 一幸会 ・社会福祉法人 思恩会 ・社会福祉法人 ふじの里 ・社会福祉法人 羽黒百寿会 ・社会福祉法人 恵泉会 ・社会福祉法人 ぶなの木会 ・社会福祉法人 あつみ福祉会	2	本業務は、介護保険法及び介護保険法施行規則に基づいて設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）において、包括的支援事業を実施し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることが目的である。 業務実施にあたっては次に掲げる要件が求められるが、令和6年8月5日に開催された「鶴岡市地域包括支援センター運営協議会」において、市内法人でこの要件を満たし、本業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施されていると評価を受けた者は、社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会他8者であった。 ① 包括的支援事業である総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（※関係機関と連携した支援ネットワークの構築に係る業務）を実施できる体制が整備されていること。 ② センターに配置すべき職員である保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を本市の条例に定めるとおり配置できること。 ③ センターの運営主体が介護保険法施行規則に規定される老人介護支援センター(在宅介護支援センター)の設置者、社会福祉法人、一般社団法人であること。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
33	委託	令和7年度鶴岡市成年後見制度中核機関運営業務委託	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 29-4180	R7. 4. 1	¥3,260,950	社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	2	本業務は、市民に対する成年後見制度の普及及び利用促進を図ることを目的として実施するものであるが、その業務を実施する者は次の要件が求められる。 ① 成年後見制度を含む権利擁護に関する実務を担い、関係団体等との地域ネットワークを有すること。 ② 中立性、公正性を確保し、専門的業務を継続的に実施する能力を有すること。 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会は、成年後見制度における「法人後見事業」を行う市内唯一の法人である。同法人は、成年後見制度を含む、権利擁護に関する実務を担っており、併せて、法人後見事業に伴う「法人後見運営委員会」を開催するなど、関係団体との地域ネットワークを有している。 また、同法人は、地域福祉の推進、社会福祉を目的とした公共的な団体であり、中立性、公正性も担保され、社会福祉士等複数の有資格者を有している。 以上のことから、要件のすべてを満たす者は同法人のみである。
32	委託	令和7年度鶴岡市重層的支援体制整備事業業務委託	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 35-1251	R7. 4. 1	¥27,907,000	社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	2	本業務は、地域共生社会の実現に向けて実施する社会福祉法第106条の4第2項に定める「重層的支援体制整備事業」を行うものである。重層的支援体制整備事業は、国が示す基準によれば、地域において、生活上の複雑複合的な課題を抱える人や世帯に対し、関係機関と連携した支援を行い、その体制を構築する事業であることから、専門的な知識に基づいて実践を行うコミュニティソーシャルワーク(地域福祉活動)のスキルと経験が必要とされるが、市内の福祉専門職を有する社会福祉法人33事業者の内、コミュニティソーシャルワークを実践しているものは、鶴岡市社会福祉協議会のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
31	委託	令和7年度第1号介護予防支援事業	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 29-4180	R7.4.1	¥51,817,000	・社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会 ・一般社団法人 鶴岡地区医師会 ・社会福祉法人 一幸会 ・社会福祉法人 思恩会 ・社会福祉法人 ふじの里 ・社会福祉法人 羽黒百寿会 ・社会福祉法人 恵泉会 ・社会福祉法人 ぶなの木会 ・社会福祉法人 あつみ福祉会	2	本業務は介護保険法に規定されており、65歳以上の要支援者及び基本チェックリスト該当者に対し、介護予防を目的として、介護予防・日常生活支援総合事業等のサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう援助を行うものである。 その実施については、厚生労働省が定める地域支援事業実施要綱において「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）は、利用者本人が居住する地域包括支援センターにおいて実施する」とされていることから、事業を実施できるものは地域包括支援センターを運営している9法人となる。
30	委託	令和7年度訪問型サービスC(短期集中予防サービス)事業	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 29-4180	R7.4.1	¥7,560,000 (総支出予定額)	・一般社団法人 鶴岡地区医師会 ・一般社団法人リハビリテーションスタッフサービス ・コネクト㈱ ・医療生活協同組合 やまがた ・訪問リハビリテーションいでは	2	本事業は、保健・医療・介護予防の知識と指導技術を有する専門職を確保し、効果的に運営できることが事業実施の条件である。 これを条件として、令和7年1月10日から令和7年1月24日に、市ホームページ等で募集したところ、5事業者より応募があり、いずれも先の条件を満たす指定介護サービス事業者または医療専門職を有する法人であった。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
29	委託	令和7年度通所型サービスC(短期集中予防サービス)事業	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 29-4180	R7.4.1	¥2,808,000 (総支出予定額)	・医療生活協同組合 やまがた ・㈱福祉のひろば	2	本事業は、保健・医療・介護予防の知識と指導技術を有する専門職と人員、設備及び備品を確保し、効果的に運営できることが事業実施の条件である。 これを条件として、令和7年1月10日から令和7年1月24日に、市ホームページ等で募集したところ、2事業者より応募があり、いずれも先の条件を満たす指定介護サービス事業者であった。
28	委託	鶴岡市生活支援体制整備事業 業務委託	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 29-4180	R7.4.1	¥40,000,000	・社会福祉法人 鶴岡市社会福祉 協議会 ・一般社団法人 鶴岡地区医師会 ・社会福祉法人 一幸会 ・社会福祉法人 思恩会 ・社会福祉法人 ふじの里 ・社会福祉法人 羽黒百寿会 ・社会福祉法人 恵泉会 ・社会福祉法人 ぶなの木会 ・社会福祉法人 あつみ福祉会	2	本業務は、介護保険法に基づき、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)による高齢者の地域での支え合い体制の構築を推進するものであり、高齢者の総合相談窓口となる地域包括支援センターとの連携が前提である。業務の実施に当たっては、「地域支援事業実施要綱」(平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知)に基づいて実施することとなるため、次に掲げる要件が求められるが、これらの要件を満たす事業者は、本市においては社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会ほか8法人のみである。 ① 本市が委託設置し、地域の高齢者の相談支援を行っている事業所であること。 ② 鶴岡市地域包括支援センター運営協議会において、公平、中立かつ効率的な実施に関する評価を得た事業所であること。
27	物品	令和7年度 鶴岡市独居高齢者等訪問支援事業物品購入	健康福祉部 地域包括ケア 推進課 35-1274	R7.4.1	¥2,563,142	庄内ヤクルト販売㈱	2	本事業は、鶴岡市全域の民生児童委員の自宅へ週に1回、民生児童委員が指定する日に飲料等を納入することができることを条件としている。 本市の業者登録「物品」において、業種区分「食料品」、業種名「食料品」に登録しており、かつ、飲料の条件を満たす業者へ文書で条件を示したうえで受託の可否を問い合わせたところ、受託可能との回答があった者は、庄内ヤクルト販売㈱のみであった。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
26	委託	令和7年度鶴岡市水難救助業務委託	市民部 防災安全課 35-1204	R7. 4. 1	¥4, 535, 135	山形県水難救済会	2	水難救護法第3条で遭難船舶の救護等の事務は市町村長の義務となっており、本委託は、水難事故が発生した場合の人命及び遭難船舶等の救助業務を委託するものである。 山形県水難救済会は、山形県漁業協同組合員で構成された水難事故による人命及び遭難船舶等を救済することを目的に設立された団体で、市内沿岸に5箇所の救難所を設置しており、本業務を委託できる唯一の団体である。
25	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 200, 000	鶴岡市斎地区自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。 これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
24	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 000, 000	鶴岡市黄金地区 自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。 これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。
23	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 000, 000	鶴岡市湯田川地区自治 振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。 これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
22	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 200, 000	鶴岡市大泉地区 自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。 これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。
21	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 000, 000	鶴岡市京田地区 自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。 これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
20	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 000, 000	鶴岡市栄地区 自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。 これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。
19	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 100, 000	鶴岡市田川地区 自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。 これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
18	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 320, 000	鶴岡市上郷地区 自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。 これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。
17	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 100, 000	鶴岡市三瀬地区 自治会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。 これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
16	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1,100,000	鶴岡市小堅地区 自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。 これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。
15	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1,100,000	鶴岡市由良自治会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。 これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
14	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1,100,000	鶴岡市加茂地区 自治振興会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。 これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。
13	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1,210,000	鶴岡市湯野浜地区自治会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。 これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
12	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥2, 904, 000	鶴岡市大山自治会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。 これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。
11	委託	郊外地域行政連絡業務及び歳入の収納業務に係る委託	市民部 コミュニティ 推進課 35-1203	R7. 4. 1	¥1, 540, 000	鶴岡市西郷自治会	2	本業務は、市民サービスの向上と行政運営の円滑化を図るため、市から鶴岡地域郊外地域の住民会等の地域団体や地域住民に対する施策の周知・普及や各種調査のほか、広報等の配布や窓口業務の取次ぎ等の業務を委託するものである。 その実施に当たっては、地域住民の利便性を確保するため、各地区の地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター等を委託場所としていることから、コミュニティセンター等において開館中に業務を実施可能でなければならない。また、受託者は、地域の実情に精通し、市や住民会等の地域団体、地域住民と連絡調整が可能な立場にあり、業務を円滑かつ継続的に実施できる者でなければならない。 これらの要件を満たすのは、地区内の住民会等や関係団体等で構成され、コミュニティセンター等を拠点に地域活動を行う団体であり、かつコミュニティセンター等の指定管理者である広域コミュニティ組織のみであり、ほかに代わるものがない。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
10	委託	令和7年度システム標準化対応業務	企画部 情報企画課 35-1193	R7.4.1	¥824,901,550	日本電気㈱東北支社	1	本業務は、令和8年1月にガバメントクラウドへ移行する予定の生活保護システムを除く基幹業務システムの標準化作業を行うものであるが、本業務に必要な当該基幹業務システムに関する技術・情報を有しているのは同システムを構築・納入した日本電気㈱東北支社であるため、本市の登録業者において実施可能な事業者は日本電気㈱東北支社のみである。
9	委託	令和7年度ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約	企画部 情報企画課 35-1193	R7.4.1	¥121,084,161	デジタル庁	1	国の標準化法により、標準化システムを利用するにあたっては原則としてガバメントクラウドを活用することとされていることから本サービスを使用するものであるが、ガバメントクラウドはデジタル庁が複数クラウドサービス事業者から調達を行い自治体に提供するものであるため、同庁と契約するものである。
8	委託	自治体情報セキュリティクラウド オプションサービス（仮想ブラウザサービス）使用契約	企画部 情報企画課 35-1193	R7.4.1	¥4,620,000	S Bテクノロジー㈱	2	本サービスは県が運営し県内全市町村が利用している自治体情報セキュリティクラウドのオプションとして提供されるものであるため、サービス提供を行えるのはセキュリティクラウドの保守管理業務を受託しているS Bテクノロジー㈱のみである。
7	委託	令和6年度鶴岡市光ファイバー網保守管理業務委託	企画部 情報企画課 35-1193	R7.4.1	¥7,550,400	東日本電信電話㈱山形支店	2	本業務は、不採算地域である鶴岡市西部地域の住民等に高速インターネットサービス等を提供する目的で市が整備した、光ファイバー網の点検・支障物撤去及び回線設備の保守管理を委託するものであるが、市はこの光ファイバー網を東日本電信電話㈱山形支店に貸し付けており、同社がインターネットサービスを運営していることから、本業務を履行できるのは同社のみである。
6	委託	令和7年度システム標準化対応業務（鶴岡市生活保護システム用ガバメントクラウドネットワーク構築）	企画部 情報企画課 35-1193	R7.4.1	¥2,748,900	日本電気㈱東北支社	2	本業務は本市ネットワークから国が管理するガバメントクラウド内のシステムへ接続できるよう、庁内ネットワーク設定およびクラウド基板上のネットワーク環境を整備するものであるが、本業務に必要な庁内ネットワーク接続に関する情報を有しているのは、本市のネットワーク保守業務を請け負う日本電気㈱東北支社のみであった。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適用 号	随 意 契 約 理 由
5	委託	令和7年度住民税法改正対応システム改修委託《現年度運用支援》（COKAS-i）	総務部 課税課 35-1163	R7. 4. 1	¥6,435,000	日本電気㈱東北支社	2	本業務は、本市で住民情報や課税情報等の基幹的な情報のデータベースとして運用されているシステム（COKAS-i）の内の個人住民税の賦課計算や税額の決定に関する部分について、地方税法の改正に伴ってシステムの改修を委託するものである。 本システムは、日本電気㈱が設計・構築したシステムであり、本市の業者登録において、作業に係わる技術情報を有し、その改修に当たることができる者は日本電気㈱東北支社のみである。
4	委託	令和7年度鶴岡市登記情報履歴管理システムの業務システム標準化対応業務	総務部 課税課 35-1178	R7. 4. 1	¥86,790,000	日本電気㈱東北支社	2	令和6年度に鶴岡市全域の登記情報（土地及び家屋の電子データ）をサブシステムに取り込む作業及びこれまでの固定資産税システムに取り込まれていた所在地番や所有者情報等と今回サブシステムに取り込んだ登記情報の照合作業を行った。 令和7年度は令和6年度に整えた本市の固定資産税システム及びサブシステムに、業務システム標準化対応のためのシステム改修及び連携作業を一体的に行うものである。 本業務について一体的に作業を行えるのは、令和6年度に基礎となる固定資産税システムを構築した日本電気㈱東北支社のみである。
3	委託	令和7年度職員定期健康診断業務委託	総務部 職員課 35-1159	R7. 4. 1	¥12,929,400 (総支出予定額) ※単価契約	山形県市町村職員 共済組合	1	労働安全衛生法第66条に基づき、事業主は労働者に対して年1回の健康診断を実施しなければならない。また、高齢者の医療の確保に関する法律第20条により、健康保険の保険者は40歳以上の被保険者に対し、特定健康診査を行うことが義務付けられており、同法第21条第2項では、労働安全衛生法による定期健康診断を保険者に委託することができる」と規定されている。このため、鶴岡市の職員健康診断は、保険者である山形県市町村職員共済組合に委託できるものであり、所属所長である鶴岡市長が同組合の理事長に実施を委託することが山形県市町村職員共済組合総合健診実施要綱で定められていることから、本業務を実施できる事業者は山形県市町村職員共済組合のみである。

令和7年度 鶴岡市随意契約結果一覧表

※詳細については発注担当課にお問い合わせください。

※契約金額は、基本的に契約期間中の金額を示していますが、単価契約の場合は契約期間中の総支出予定額を示しています。また、長期継続契約の場合は、12か月分の契約金額を示しています。

※表記の都合上、該当事業者が10者以上の場合、「〇〇ほか〇〇者」と表記しています。

No.	契約 区分	案 件 名	発注担当課 Tel	契約締結日	契約金額 (税込み)	受注者	適 用 号	随 意 契 約 理 由
2	委託	鶴岡市本庁舎PBX及び庁舎間 電話ネットワーク保守点検業 務委託（準備行為）	総務部 契約管財課 35-1157	R7. 4. 1	¥6, 655, 440	東日本電信電話㈱ 山形支店	2	本市の業者登録「役務」において、業種区分「施設・設備の維持管理・保守点検」、業種名「通信・放送設備」、業務内容「通信設備の維持管理・保守点検」または「電話設備の維持管理・保守点検」に登録しており、かつ、県内に本社・営業所を有する23業者に対し、対象機器の保守点検可否について電子メールで問い合わせたところ、保守点検可能と回答があった業者は、東日本電信電話㈱山形支店のみであった。
1	委託	本庁舎公用車(マイクロバス) 運転業務労働者派遣（準備行為）	総務部 契約管財課 35-1157	R7. 4. 1	¥2, 011, 846	公益財団法人 山形県シルバー人材セ ンター連合会	2	本市の業者登録「役務」において、業者区分「派遣」、業種名「労働者派遣」に登録している業者の内、業務内容に「人材（労働者）派遣」または「車両運転手派遣」があり、かつ、県内に本社・営業所を有する8業者に対し、マイクロバス運転士派遣の可否について電子メールで問合せたところ、派遣可能との回答があった業者は、公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会のみであった。